

※使用料改定に関連する条例部分のみ抜粋  
 ※赤枠内は説明のため追加

[議案第77号説明資料]

館山市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案			現 行					
(使用料の算定方法)			(使用料の算定方法)					
第15条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算出した合計額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。この場合において、隔月に徴収する各月の当該使用者が排除した汚水の量は、等量とみなし、1月分の排除した汚水の量に1立方メートル未満の端数を生じたときは、この端数のいずれか一方の月の排除した汚水の量に加えるものとする。			第15条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算出した合計額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。					
別表（第15条第1項） 使用料			別表（第15条第1項） 使用料の額（1月につき）					
基本水量の廃止 + 料金区分の新設	区分	汚水排除量（1月につき）	料金	区分	汚水排除量	料金		
		基本使用料	1,200円	基本使用料	10立方メートルまで	1,270円		
		10立方メートルまでの分	22円	一般汚水	超過使用料（1立方メートルにつき）	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	139円	
		10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	170円			20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	151円	
	一般汚水	20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	186円			40立方メートルを超え100立方メートルまでの分	179円	
		40立方メートルを超え100立方メートルまでの分	220円			100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	220円	
		100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	270円			500立方メートルを超える分	247円	
		500立方メートルを超える分	300円			浴場汚水	1立方メートルにつき	16円
	浴場汚水	1立方メートルにつき	15円					

税抜表示  
に変更

税込表示

附 則

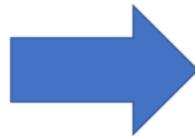
(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第5条、第17条及び第35条第9号の改正規定は公布の日から、第9条第1項第10号の改正規定は令和7年4月1日から、施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第15条及び別表の規定は、令和7年10月1日前から継続して公共下水道を使用している者の使用料にあつては、同日以後第2回の検針分の使用料から適用し、第1回の検針分については、なお従前の例による。

令和7年9、10月分  
(4期)まで  
=  
現行の料金



令和7年11、12月分  
(5期)から  
=  
改定後の料金

※詳細な説明は1月中に掲載予定です。  
今しばらくお待ちください。